

港区役所で就労体験をしてみませんか

障害者インターンシップ生も 募集します!



港区では、区内在住の人を対象として令和5年10月から令和6年3月までの間に
港区役所で実習をしていただく「障害者インターンシップ生」を募集します。

この事業は、身体障害、知的障害、精神障害または発達障害がある人に
就労体験の場・機会を提供し、実際の就労へつなげることを目的とした、
港区と特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団が
連携して行っている「港区障害者インターンシップ事業」です。



実習を体験した方々からは「はじめて事務の仕事ができたのでよかった」
「区の職員と一緒に働いたことが良い経験になった」「自分のペースで出勤ができたので、無理なく実習ができ、自信につながった」など好評です。
この機会に是非ご応募ください!

インターンシップ概要

実習生2人程度でチームを作り、ジョブコーチ(障害者職場適応援助者)の支援を受けながら、区役所本庁舎内(港区芝公園1-5-25)で様々な仕事をしていただきます。

■ 実習内容

庁内新聞の印刷・各課への配布、コピー用紙の補充、各課への文書配達、資料の印刷・封入などの事務・軽作業

■ 期間

令和5年10月～令和6年3月の間で、個々の状況に応じ、一人当たり1～3か月で設定します(原則1か月)。

時期や期間については別途相談に応じます。
※ 実習終了後に引き続き港区で雇用する事業ではありません。

■ 実習時間

午前9時30分～午後4時30分の間で、個々の状況にあわせて決定します。

■ 報酬等

時給911円

※ 交通費は実費支給します。

募集概要

① 対象者

港区在住者で身体障害、知的障害、精神障害または発達障害のある18歳以上の人(障害者手帳を保有していない人も申込可)。受入れは面接等により決定します。

② 募集期間

令和5年
7月21日(金)から
8月18日(金・必着)まで

③ 募集人数

12名程度

④ 応募方法

履歴書(写真添付・障害の種別を明記・様式指定なし)を郵送又は直接(直接の場合は、土・日・祝日を除く。午前8時30分～午後5時15分)、下記へ提出してください。

〒105-0014 港区芝1-8-23 港区立障害保健福祉センター5階
特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団
港区障害者インターンシップ担当 宛

問合せ

特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団

☎ 03-5439-8062

港区総務部人事課人事係



03-3578-2111 内線2108